

IT 強震計コンソーシアム 規約

平成20年4月10日 発起人会承認

平成20年9月04日 設立総会承認

(名称)

第1条 この会は「IT 強震計コンソーシアム」という。

(目的・設置)

第2条 IT 強震計コンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という)は、IT 強震計研究会の成果をもとに、IT 強震計の標準化の推進、ならびに産学連携の共同研究や共同観測などを推進し、IT 強震計とそのネットワークシステムを、地域防災情報ネットワークシステムの標準ツールとして我が国に普及させ、大地震などの自然災害の軽減に資することを目的とする。

2. 上記目的のために、本コンソーシアムを東京大学地震研究所に設置する。

(活動)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成する為に、次の活動を実施する。

- (1) IT 強震計標準化委員会を組織し、IT 強震計の標準化、検定方式の標準化、認証方式の標準化などを制定し推進をはかる。
- (2) 東京大学地震研究所を中心とした共同研究グループを組織し、IT 強震計の装置開発、システム開発とその利活用のための共同研究や共同観測を企画し実施する。
- (3) 国、自治体、地域社会などの防災機関や防災組織とのネットワークを通じた情報交換を推進する。
- (4) IT 強震計の一般利用者への普及をはかり、利用者間の情報交換や相互データ利用などを促進する。
- (5) その他、本コンソーシアムの目的を達成する為に必要な活動を行う。

(会員)

第4条 本コンソーシアムの一般会員は、第2条の目的ならびに第3条の活動内容に賛同し、国立大学法人東京大学（以下、「東京大学」という）と共同研究契約を締結した法人とする。

2. 前項にかかわらず、本コンソーシアムは、幹事会で承認を受けた個人、法人又は団体を賛助会員（本規約において、一般会員と賛助会員を併せて「会員」という）として受け入れることができる。賛助会員は、本コンソーシアム活動や行事に協力し支援するものとする。

(退会)

第5条 本コンソーシアムの会員の退会は、下記による。

- (1) 会員は事前通知にて自主的に退会することができる。
- (2) 前項に加え、本コンソーシアムの目的にふさわしくない行為、本コンソーシアムの活動を妨げるような行為などを行ったと認められる場合であって、幹事会の過半数が退会に同意したときは、会員を退会させることができる。
- (3) 退会した会員は会員としての特典は失うが、秘密保持契約については退会後も遵守しなければならない。

(会員の特典)

第6条 会員は、以下の特典を有する。

- (1) 会員は、本コンソーシアムを通じて入手した技術情報等を、本コンソーシアム活動の範囲内であれば、自らの活動において利用することができる。ただし、情報提供者が特に利用制限している場合、ならびに、情報提供者の不利益になるような場合は、情報提供者の許可なしに利用してはならない。
- (2) 会員は、本コンソーシアムの会員であることを自ら宣伝し広報することができる。
- (3) 会員は、本コンソーシアムが開催する催物などに参加することができる。

(会員の義務)

第7条 会員は、以下の義務を負う。

- (1) IT 強震計標準化委員会が制定した標準仕様に準拠するように努め、相互接続実験などに積極的に参加して互換性の確認ならびに維持に努めること。
- (2) 本コンソーシアムの目的達成のために会員は相互に連携し協力すること。
- (3) 本コンソーシアムを通じて入手した技術情報等を利用して、成果発表、製品化、事業化などを行う場合には、情報提供者の事前の許可を得ること。
- (4) 本コンソーシアムの活動方針に基づいて企画される、広報、催事、ワークショップ、セミナーなどの活動にかかる費用及び人員について積極的に協力すること。
- (5) 本コンソーシアムが実施する広告、広報、催事等において、会員の名称が利用されることについて協力すること。

(役員)

第8条 本コンソーシアムに次の役員をおく。各役員は、会員の互選により選任する。

- (1) 会長1名。
 - (2) 幹事4名以上。
2. 役員の内任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第9条 本コンソーシアムの最高決定機関として総会をおく。

- (1) 総会は原則として年1回開催する。ただし、幹事会の議決または、会員現在数の3分の1以上から請求がなされた場合は、速やかに総会を招集する。
- (2) 総会は会長が招集し、会長が議長を務めるものとする。

- (3) 総会の議題は、1週間以上の期間において事前に会員に提示されるものとする。
- (4) 総会は、会員の過半数の出席により成立する。委任状は出席に数える。
- (5) 総会の議事は、出席している会員の過半数をもってこれを議決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- (6) 総会は、次に掲げる事項を議決するものとする。
 - ア 役員の改選
 - イ 規約の改定
 - ウ 知的財産権及び秘密情報の取扱い等を含む細則の制定・改定
 - ウ 事業計画及び事業報告
 - オ その他本コンソーシアムの運営上重要な事項
- (7) 総会議事録は幹事会で作成し全会員に報告する。

(幹事会)

第10条 本コンソーシアムを円滑に運営する為に幹事会をおく。

- (1) 幹事会は、会長および幹事により構成する。
- (2) 幹事会は会長が招集し、会長が議長を務めるものとする。
- (3) 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。
 - ア 会員の入退会に関する事
 - イ 総会に提案する審議事項
 - ウ 本コンソーシアムが実施する事業計画案
 - エ 本コンソーシアムの予算案
 - オ その他会長が必要と認める事項
- (4) 幹事会の議事録は幹事会で作成し保管する。

(事務局)

第11条 本コンソーシアムに事務局をおく。事務局は東京大学地震研究所に設置する。

(ホームページ)

第12条 本コンソーシアムの成果の公表や広報、ならびに、会員向けの技術情報、ソフトウェア、研究成果、観測データ等の提供や情報交換等の為に、本コンソーシアムのホームページをつくる。ホームページの開設と運用については、別途、取り決める。

(費用負担の原則)

第13条 本コンソーシアムの活動に係る費用については以下のように定める。

- (1) 一般会員は、東京大学との共同研究契約において定める研究費を東京大学に支払う。
- (2) 装置開発やシステム開発などの研究開発活動に必要な資金は、原則として各会員が負担するものとする。
- (3) 本コンソーシアムが企画する催事、ワークショップ、セミナーなどの活動に必要な資金は別会計とする。

(その他)

第14条 本規約ならびに別途定めるものの他、本コンソーシアムの活動や運営に必要な事項が生じた場合は、幹事会で協議する。

(付記)

1. 本規約は、平成20年4月10日をもって暫定的に発効する。
2. 本規約は、平成20年9月04日をもって発効する。

以上